

青森県公安委員会の事務の専決等に関する訓令

(制定：平成16年5月7日青森県警察本部訓令第15号)

(概要)

この訓令は、青森県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成16年3月青森県公安委員会規程第2号）に基づき、警察本部長が専決する事務及び本部長が警察本部の部長、課長、隊長若しくは所長又は警察署長に専決させる事務並びにその処理に関し必要な事項を定めています。